

○大台町総合評価方式実施要領

令和4年4月1日告示第90号

改正

令和4年4月14日告示第115号

大台町総合評価方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大台町が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び測量、調査、設計等の業務（以下「設計業務等」という。）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条（基本理念）に鑑み、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札に係る必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 総合評価方式とは、建設工事及び設計業務等の質を高めることを目的に、価格と価格以外の要素（技術的要素等）を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- (2) 施工体制確認型総合評価方式 施工体制確認型総合評価方式とは、建設工事において入札参加者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が、大台町低入札価格調査実施要領（令和4年大台町告示第114号）第3条により算定した額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合（以下「低入札」という。）、その入札参加者から入札時に施工体制審査意向確認書が提出されたときは、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制がすべて構築されることを確認するために行う審査（以下「施工体制確認審査」という。）を行う方法を用いた総合評価方式をいう。

審査に当たっては、別に定める大台町施工体制確認審査マニュアルに基づき行うものとする。

(総合評価方式の運用、対象及び入札方法の指定と執行)

第3条 総合評価方式の運用に当たっては、三重県総合評価方式の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を準用する。

2 総合評価方式の対象は、別に定める建設工事総合評価方式にかかる適用基準に基づき、大台町発注工事等指名審査委員会（以下「指名審査会」という。）の長が適当であると認める建設工事（設計業務等）とする。

3 町長は、前項の規定により入札を行う場合は、指名審査会の審査を経て入札方式の指定及び執行を行う。

4 建設工事における総合評価方式は、施工体制確認型総合評価方式とする。

(落札者決定基準)

第4条 町長は、総合評価方式を行う場合には、地方自治法施行令第167条の10の2第3項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準を定める。

2 落札者決定基準には、総合評価の仕組み、入札の評価に関する基準、評価の方法及び落札者決定の方法、その他入札について必要な総合評価方式に関する事項を定める。詳細はガイドラインによる。

3 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、学識経験者に意見を聴く。

（技術審査会）

第5条 指名審査会の長は、総合評価に係る基準の設定、提出された技術資料の審査及び評価、評価値の算出、学識経験者への意見聴取、施工体制確認審査等を行うため、総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

2 技術審査会の要領は、別に定める。

（施工体制確認審査会）

第6条 施工体制確認審査を行うため、大台町施工体制確認型総合評価審査会（以下「施工体制確認審査会」という。）を設置する。

2 施工体制確認審査会の要領は、別に定める。

（意見聴取会）

第7条 地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する学識経験者に意見を聴くため、三重県公共工事等総合評価意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）に諮る。

（入札公告及び入札指名者への通知）

第8条 指名審査会の長は、総合評価方式による一般競争入札を行おうとするときは、次の事項について公告しなければならない。

（1）総合評価一般競争入札の方法による旨

（2）当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

2 指名審査会の長は、総合評価方式による指名競争入札を行おうとするときは、次の事項について通知しなければならない。

（1）総合評価指名競争入札の方法による旨

（2）当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

3 同条第1項及び第2項に掲げる事項の詳細は、ガイドラインによる。

（落札者の決定）

第9条 落札者の決定については、落札者決定基準により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を定める。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日告示第 90 号)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 14 日告示第 115 号)

この要領は、告示の日から施行する。